

## 第2回高校生の冬山・春山登山における安全確保指針検討委員会 議事録

### 1 日 時

平成29年9月1日（金）午後2時から午後4時15分まで

### 2 場 所

長野県庁本館8階 審問あつせん室

### 3 次 第

- 開会
- 会議事項  
高校生の冬山・春山登山における安全確保対策について
- その他
- 閉会

### 4 出席者

- 委員（五十音順）  
鈴木啓助委員長  
荒木博明委員、池迫一行委員、今滝郁夫委員、大西浩委員、唐木眞澄委員、  
木野田文也委員、清水正道委員
- 事務局  
長野県教育委員会事務局  
教育次長 角田道夫、スポーツ課長 内山充栄、同企画幹兼課長補佐兼管理係長 田中哲也、  
同教育主幹兼学校体育係長 齋藤毅、同主任指導主事体育スポーツ振興係長 小林尚人 ほか

## 5 議事録

### (司会)

それでは、ただ今より第2回高校生の冬山・春山登山における安全確保指針検討委員会を開会いたします。私は、スポーツ課企画幹兼課長補佐の田中哲也と申します。議事に入るまでの間、進行役を務めますのでよろしくお願いいたします。

本日の会議は8名の委員全員にご出席いただいております。お手元に委員及び事務局の出席者名簿を配布しておりますのでご確認ください。

それでは、これより会議事項に移りますが、設置要綱第6において議長は委員長が務めることとされておりますので、鈴木委員長にまずごあいさつをいただき、その後の議事進行をよろしくお願いいたします。

### (鈴木委員長)

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、また暑い中、お集まりいただきありがとうございます。

先日の第1回目の検討委員会では、委員の皆様から貴重なご意見を頂戴しました。頂戴しました意見を事務局でまとめていただいておりますので、本日はそれに基づいて具体的に高校生が冬山・春山を安全に行うことができる対策をご議論いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。最初に資料をたくさんいただいておりますので、資料についてご説明をお願いいたします。

### (内山課長)

スポーツ課長の内山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。資料の説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

初めに、本日の議論の参考となる資料として資料の1から2を用意させていただきました。それぞれ前回の委員会におきまして各委員からご発言やご紹介があった内容に係る資料を用意したものでございます。詳細な説明は省略しますが、概要のみご紹介させていただきます。

まず資料の1-1でございますが、前回大西委員からご紹介いただきました国立登山研修所が行っております中央研修の内容でございます。今年度版ということでございます。先日のお話によりますと、ここの(2)の所に応募資格ということで、例えば高等学校の登山部の指導者と書いてございますが、来年度からはこれを特出ししたような講習会のあり方の検討も進めているというお話も伺ったところでございます。以下、ご覧いただければと思います。

続いて資料の1-2でございます。山岳総合センターの今滝委員から山岳総合センター研修をご紹介いただきましたが、今年度の研修についての案のものを改めて用意させていただきました。ちなみに5ページになりますが、学校の集団登山の引率者を対象とした講座や高等学校の生徒や指導者を対象とした講座がございます。特に今滝委員からは、こうした顧問向けの研修のほかにも多岐にわたる研修を行っているようで、そういったことも活用いただければというご紹介をいただいたところでございます。

次に資料の1-3でございます。これは荒木委員、それから大西委員、あるいは清水委員からもご意見をいただきました日体協の公認スポーツ指導制度についてでございます。5ページ以下に、多様にわたるスポーツの中で、山岳やスポーツクライミングに関する指導者の資格について記載がされて

おります。例えば5ページですと公認の指導員について、それから6ページは公認の上級指導員について、8ページには公認山岳コーチ、そして10ページには公認山岳上級コーチということで、それぞれの資格についての規定がされておりますのでご承知いただければと思います。

なお、前回の会議でも触れさせていただいたのですが、平成元年に北アルプスの遠見尾根で起きた雪崩事故に関しまして、今回この冬山・春山の安全対策の検討をするに当たって、やはりこの重い教訓をもう一度改めてしっかりと向き合って検討することが必要だと考えており、その裁判記録などにつきまして現在手配はしているところなのですが、入手ができた時点で後日各委員に送付をさせていただきたいと思っております。本日は用意ができなかったことをお詫び申し上げます、またそれも次回に向けた検討の資料にさせていただけたらと思っておりますのでお願いいたします。

続きまして資料の2でございます。これは栃木県の検証委員会の委員も務めていらっしゃる大西委員が、全国の高体連に対して行いました緊急調査の結果をおまとめいただき、栃木県の検証委員会にご報告をいただいた内容でございます。内容については、申し訳ございません、大西委員からご説明をいただければと思います。

#### (大西委員)

今、事務局からご紹介がありましたけれども、このまとめは私が委員を受けるに当たって、全国の高体連で春山・冬山も含めて雪山にどうかたちで入っているか、それからそこに対する研修制度を県としてどのようなかたちで行っているかということが基礎資料として必要かと思われましたので、事故が起こった直後の4月の中ごろに全国の専門委員長さんあてにメールでアンケート調査を依頼しました。質問項目は四角で囲んである1番から9番までの項目です。すべて説明していると時間が無いので後でお読みいただければよいのですが、かいつまんで申し上げますと37都道府県から回答がありました。東と西で非常に温度差がありまして、この事故に関してもやはり雪のある県と雪のない県で全然捉え方が違いました。というのは、東を北信越地区から東、北海道、東北、関東、北信越までと捉えて、東海、近畿以西、それを西日本と捉えたときに、東日本で回答がなかったのは富山県と栃木県だけなのです。栃木はちょっと答えにくいという部分があります。富山は今、高体連そのものが弱体化しています。西の方が中国地区を中心にあまり答えられていない。雪の中に入っていないので答えようがないという中で、やはり東の各県というのは、雪の中で登山をやらないと通年のクラブ活動として成り立たないし、県大会というのは通常どの県も5月の末から6月に行われますが、県大会であっても、その大会そのものが雪の上での大会となる。そうすると、そこで競われる部分というのは、高等学校のスタンダードな技術になりますので、スタンダード技術の中に雪山の技術が入ってくると。ですから全く雪山を経験していないまま、登山活動ができないという、そういうことが大きな事実としてあると思っております。東北地区はまとまって顧問の研修会もやっておりますし、あるいは秋田県や福島県とか、相当こまめに研修会をやっている所もあります。それから関東圏は登山計画そのものについて審査をするような会がある県が多く、神奈川ですとか埼玉、それから栃木も。ここにはないのですけれども、一応審査会とか審議会というものがあって、高校生の登山については審査をするよう検討されることが結構あるということを聞いています。それから冬山登山について、雪山を禁止してしまえば全く活動ができなくなってしまうので困るという答えを、やはり東北の方ではしていません。実際に行われている登山というのは、訓練を中心にして登頂を目的にはしていないで、雪山の体験ですとか雪山に触れさせるとかそういうことが目的になっている県が多いのではと思っています。やはり当県の場合もそうなのですが、雪山を体験させるというのは意味があるということで、多くの

県の方々が冬山に対する原則禁止の通知が出ている中で安全に配慮して登山を行っている。その中で、単独校での登山をするというのは難しい現状が生まれてきています。高校3年生は卒業間際ですから冬山登山をすることはまずないと思うのです。そうすると1年生と2年生になります。私の学校は、冬も4回、5回連れて行くわけですが、高校3年間といっても実質2年間ですので、せいぜい2回から3回、4回くらいです。そういう状態の中で、やはりビーコンだとか、そういうのを所持させるのはなかなか難しい状況があるのだらうと思います。ただ、その2回とか3回の登山を意義あるものにしたということで、単独の学校で連れて行けないような所は研修会等において集団指導体制で生徒を安全に雪山に親しませる。多分栃木も今年はやっていたが、結局それが若干技術とか知識の不足から事故に巻き込まれてしまった現状が出てきてしまったのではないかと考えています。その辺のところは全国どこを見ても同じような現状があるのではないかと考えています。割と関東、東北、北海道も含めてですが、雪山での体験をやらせている所が多いと。西日本の方では例えば愛知などは冬山を禁止するというので、文科省の通達どおりにやっているわけですが、これは個別に後で愛知の先生方に伺いますと、これが非常に縛りになって困っている。愛知県は雪が降ることがないので、山に入っても全く安心なのですが、実はなぜそうなっているかという、長野県が近いので冬山をオープンにすると長野に行ってしまうのではないかとということで禁止しているのが元々だそうです。その結果、冬山と言われる里山であっても入れないということで、クラブ活動の上で非常に不都合が生じていることです。あと西の方でちょっと興味があったのは、今日はお持ちしていませんが、滋賀県が冬山に入るための指針みたいなものをきちんとペーパーで用意をしまして、必ず指導員の資格を持った人がいることだとか、いくつかの縛りがある中で冬山も活動することを認めています。

指導員ということですが、先ほどの日体協の指導員制度も絡むのですが、日体協の公認スポーツ指導者数も調べてみました。ACというのはアルパインクライミングで、SCというのはスポーツクライミングです。日本山岳協会のクライミングの登山の指導員制度は今アルパインと言って、通常に雪山も含む山の指導員と最近流行のオリンピック種目になったスポーツクライミングの資格と2本立てになっております。新たなハイキングリーダーをこれから作るということで制度設計が変わってきていますが、現状ではこの2本立てで、実際にはスポーツクライミングの指導というのは最近できたものでして、これを持っていても冬山に連れていくための技術は持っていません。したがって本当はアルパインの方が問題なのですが、全国の状況を見てもスポーツクライミングを含めても100名弱、アルパインだけでいうと60名くらいです。だから資格を持てばよいというものでもないですが、現状ではこの程度しか有資格者がいないということで、長野の場合も現状はアルパインの方で2名、スポーツクライミングの方で2名、合計4名しかいないと。高校の教員ですけど、そういう現状です。この辺のところも今後検討していく必要があると考えています。以上です。

#### (鈴木委員長)

ありがとうございます。資料1-1、1-2、1-3それからただ今の資料2について詳細にご説明いただきましたけれども、資料1と資料2について何か皆さんご質問ございますでしょうか。

#### (大西委員)

もう1ついいですか。資料1-1についてなのですが、実は安全登山普及指導者中央研修会というのは年に2回あります。同じ内容で2回やっています。それで、私もこここのところずっと講師をしているのですが、今年は第1回の講習会の中で高校の先生の参加が6名ありました。栃木

の事故もあったものですから。プログラムは3ページのようになっています。このプログラムの中で8月23日の20時から21時の班別協議というところがあるのですが、この班別協議の中で1時間半、私が高校の山岳部の指導ということで講義をしました。これが今年の内容でした。それを受けて第2回目が11月5日、6日に行われるのですが、このプログラムが登坂技術と読図プランニングコースの2本立てになっているのですが、そこにもう1列加えまして高校指導者向けのコースが新たに入ります。これはもう決定をしています。その中では、先ほどの私の講義と栃木の検証委員にもなっている北村さんという愛知の先生のリーダー論が1時間、それが初日に入ります。それから2日目のところで顧問のグループワークも含めた実践交流みたいなものを入れるというのがやはり1時間半くらいあって、読図プランニングコースをメインにしながら、そういうコースを入れた高校の先生向けのコースも今度入るということでこれは決まっています。

それからこれとは別に、今までなかった研修会で12月10日、11日に代々木のオリンピックセンターで全国の高等学校体育連盟の指導者向けの、やはり冬山に向けてのリーダー論というか、そういう机上学習になりますけれども、それを予算化すべく申請しているところです。それはどういう中身でやるかという、リーダー論は今の国立登山研修所専門調査委員をやっている栃木の検証委員になっている北村さん、飯田さん、私、それから国際山岳医の大城和恵さん、それから富山県警の高瀬洋さんという救助隊の隊長さんをやった方なのですが、その5名がリーダー論ということで講義をすることになっていて、まず手始めにそういうことをしようということで進んでおります。以上です。

#### (鈴木委員長)

はい、ありがとうございます。ほかに。

#### (今滝委員)

では資料1-2の説明をちょっとしておきたいと思います。山岳総合センターは今年で指定管理になって6年目になります。長野県山岳協会が運営するかたちになっています。それまでの県の管理でやっていた講習会の数は多くはなく約20なのですが、今は小・中学校向けで9、一般登山者とか高校生向けで50というかたちになっています。安全登山講座ですが概略を説明すると、ずっと前は単発でいろいろな講習をやっていたことが多かったのですが、この頃は表の1ページにあります夏山入門コースとかその次の冬山入門コースのようにコースとして設定をして、その中で段階的にいろいろな力量を上げていきます。この間夏山コースが槍ヶ岳で終わりました。机上講習、気象とか読図とかを含めたものを1回目にやった後、爺ヶ岳、五竜岳、槍ヶ岳というようにアップして行って、冬山入門コースも同じようなかたちで行います。2ページに載っていますがアイゼンなどは時期的に最初使いにくいので、どちらかというラッセルという雪を踏みしめてというかたちのものが多いです。その次にあるのは岩の入門コースで、これもこの間の土日で3回目が終わりましたが、実際に外の岩、スポーツクライミングでよくやる人工壁ではない所も使いながら行くということで力を高めていく。その次からいくつもあるのは単発講習で、読図、岩稜歩行、セルフレスキュー、ビバーク技術とか、その次の3ページには歩き方とか。その後の読図がありますけれども、そこは無雪期、その次に雪山系のもので単発講習がいくつもあります。G-18と下の方にある講習は上級になってきているものです。実際に防災ヘリ担当の方がこの冬もいらしていました。その次にはスポーツクライミング系と人工壁でやるようなものが3ページの終わりまで続いています。4ページの登山体力セルフチェックの講習では実際に美ヶ原に登ったりするのですが、この講座の出始めは、なぜ遭難が起きるのだろう

かということの中で、実際には60歳以上の方がたくさん亡くなられているのですけれども、登山経験10年以上の方も多く、登山体力がないことがネックになっているのではないかとということで、自己把握してもらうためのものです。その次のリーダーコースというものが非常に顕著なのですが、これは15年ほどやっていますが、コースとしてリーダーを育てます。もともとは山岳会にいる新人たちを、もうちょっとしっかりみたいなきもあつたのですが、それと同時に山岳会に入らない方が多くなっていたので、その方々への技術的なこととか啓発とかいう意味で始めて年度によって回数は違いますが、なかなか休みをとるのが大変な中で毎年20数名の方が受けられています。学校現場にいらっしゃる方も受けています。去年も1名学校現場から来られていました。5ページですけれども、Pの集団登山の引率というのは、これは小学校や中学校で集団登山されている学校も多い、特に中学校で多いので、そちらに向けて1日やるとなかなか勤務上も大変なので夕方こちらから出掛けて行ってやっているとこの感じですか。最後の高等学校については、毎年5月に雪上でやっていたのが登山研修会で、あと今広がってきているスポーツクライミングについて2回やっています。年間このようにやっているわけですけれども、この間私の方で提案したことは何かと言うと、こういうたくさんの講習会があるわけですが、今例えば山岳センターで高校対象のものをいくつも作ってほしいと言われてもなかなか組み立てが難しいです。職員の配置等も考えると現在行っているコースについては他県からもたくさんおいでになっています。勤務されている先生方が気軽といいますか、リーダーコースに参加すること、それはそれでよいのですけれども、それを高めるだけでなく、例えば高山植物とか地質学的なこととか、そういう山をもっと広くとらえるような講習にも参加していただくと生徒に接したときにまた違うのではないかと。山岳部の顧問は学生から山岳をやっていた人は別ですけれども、そうでなければポンと持たされて、じゃ、やってねと言われて任命されるかたちになる中で、自分の体験が非常に薄いと感じている方が多いのではないかとこの思うのです。そういう方に是非そういう場をお届けできればと思います。

#### (鈴木委員長)

ありがとうございます。ほかにご質問ございますか。よろしいでしょうか。そうしましたら、引き続きまして具体的にご意見を皆様から頂戴する場にしたいと思っております。

最初に事務局から資料についてご説明いただければと思います。

#### (内山課長)

本日、具体的な検討をいただくための資料として、資料3資料4を用意しましたのでご説明いたします。

まず資料の3でありますけれども、前回の委員会の中でいただきましたご意見やあるいは後日送付をいただきました追加の意見、補足意見を論点ごとに列挙したものが資料3でございます。これを基にそれぞれ項目別に整理したものが次の資料の4ということになりまして、具体的にはこれからは資料4を基にご意見をいただければと思っております。

資料4の全体の構成についてお話をさせていただきますと、まず1ページ目にありますのは高校生の冬山登山の原則の取り扱いをどうするかということについての資料でございます。2ページ以降につきましては、前回お示いたしました論点ごとに、先ほどの資料3の意見をさらにもう少し細かい項目ごとにまとめ直して整理したものでございます。なお、2ページ以降につきましては、あるいは資料4全体なのですが、事前に送付しました内容と、さらに追加でいただいたご意見などを加えたり、

一部修正などをしておりますので、若干以前配ったものとは変わっていることをご承知いただければと思います。個別的内容は後ほどご説明させていただきます。

**(鈴木委員長)**

はい、わかりました。資料3、これは前回皆さんからお出しいただいた意見や後でいただいた意見をまとめ列記したもので、それに基づいて項目ごとに資料4をお作りいただいたということでございますので、資料4についてご質問をいただきたいと思います。

そうしましたら最初に原則ということでございますが、では原則の部分でご説明をお願いしたいと思います。

**(内山課長)**

では1ページをお願いいたします。現在の原則、現在の取り扱いでございますけれども、上の四角にありまして、高校生以下について冬山登山は行わないというのが原則となっております。これに対しまして、各学校ではそれぞれの安全性に十分配慮した上でということで、本県の現状といたしましては県内の15の高校が登山部活動として冬山・春山登山を実施しているといった実態がございます。これは今年度のスポーツ庁調査の結果であります。具体的に冬山・春山登山を実施した理由ということなのですが、前回もお話ししましたが改めてご説明させていただきます。指導者が十分な知識と技術を有している、保護者の了解を得ている、必要な装備品を携行している、実施個所の安全性が確認されている、活動内容を基礎的な訓練の範囲内に留めているといったような理由を基にして冬山活動を行っているという現状がございます。こうした現状を踏まえて改めて安全確保のための長野県としてのルール作りが必要だろうということで、この検討会がスタートしたということでございます。具体的なルールにつきましては、2ページ以下で後ほどいただきますが、ここではまず前提としてこれまでの原則をどう取り扱っていくかということをご意見いただければと思います。その見直しの方向性の案といたしまして、下の四角にありますが、高校生以下については原則として冬山登山は行わない、この場合の冬山登山について一応定義付けをしまして、前回定義としてご了解いただきました冬山登山の定義としては、「冬から春にかけて主に雪上で実施する活動をいう」ということを加えてあります。なお、高等学校高体連の登山専門部や、その専門部に加盟する各校の登山部が活動を行う場合は、県教委が別に定める安全確保指針を遵守した上で実施すると、こういう定義に従っていかかでしょうかということです。よろしく申し上げます。

**(鈴木委員長)**

はい、今ご説明をいただきましたように高校生の冬山・春山登山についての原則、現行の取り扱いを黒枠で示したような見直しの方向性ということで原則はいかかというご提案でございますが、皆様ご意見ご質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

**(大西委員)**

いいですか。これ僕はいいと思うのですがけれども、栃木の検証委をしているときに審査会というのが栃木にはあって、そこには県立高校は、となっているのです。ここには高体連の登山専門部に加盟する各校と書いてあるのですがけれども、実はその中に私立高校も入っているのです。私立高校が県教委の定める指針を遵守した上でというのに該当するかどうか、本当はそこがちょっと気になったの

です。

**(内山課長)**

今回は県教委が主催する検討委員会ということでそれぞれお願いしております。それで私学に対しましても、同様なかたちで取り組んでもらえるような調整を最終的にはしていきたいと思っておりますので、今回はそれも含めた上で公立ということをご前提にと言いますか、私学を含めた対応ということで考えていただければと思います。文言の方は、今後の県教委の定めるところであります。必要に応じてそれぞれの所管、部局と一緒に定めるといった表現の仕方は工夫していきたいと思っております。

**(大西委員)**

わかりました。

**(鈴木委員長)**

ほかにはいかがでしょうか。どうぞお願いします。

**(荒木委員)**

四角の囲みの中の第1項目に、原則として行わないとあるのですが、この原則から外れるケースというのはどういうことが考えられるのでしょうか。

**(鈴木委員長)**

原則として行わないというものの例外が次の2つ目の登山専門部と加盟する各校登山部が行う場合は安全確保指針を遵守した上で実施すればよいという意味ではないかなと思います。原則というのはそういう意味ではないかと思っております。

**(荒木委員)**

ちょっとすみません。私の質問の仕方がよくなかったのかもしれませんが、実際現場で通知が来て原則やらない、いいね、顧問の先生お願い、はい、わかりました。それで顧問が、いや、どうしてもやる必要が生じたのでと、原則は外れるわけじゃないです。そのやる必要というものをどのように捉えるのかということなのですから。

**(鈴木委員長)**

おそらくそれは登山計画の目的が当然あるわけですから、それをやるにはこのまさに安全確保指針を遵守する必要があるということだと思っております。これを守れば原則はだめだけれども、これを守ればやってもよいですよというのが、まさにこの原則の見直しの方向性ではないかと読めるのです。絶対に行わない場合には原則としてという言葉がまずないですね。絶対だめだという場合には、高校生以下については冬山登山は行わないとか禁止すると一行で終わりではないですかね。でも原則としてということは、行ってよい場合もあるということなので。行ってよいということはどういうことかと、この2つ目の丸が満たされれば行ってよいと。

(内山課長)

いいですか。委員長さんがおっしゃったとおりなのですけれども、例外として行ってよい場合はどうするかということはこの安全確保指針の中でしっかり決めていただければと思っております。今、荒木委員がおっしゃったように、どういう目的でやる場合はよいのだ、ということをお次のページ以降にあるルール作りの中でご議論をいただければありがたいと思っております。

(鈴木委員長)

はい、よろしいですか。ほかにこの原則について何かご質問、ご意見ございますか。

(木野田委員)

2項の各登山部が行う場合、冬山登山ということを入れなくてもよいのですか。これは基本的に2項が冬山登山に係る指針ということで。ちょっとこれ、2項だけ見たときに一瞬よくわからなかったのですけれども。

(内山課長)

委員長よろしいですか。本当は行わないに続けて一行に書きたいところだったのですが、ちょっと今回はポイントという意味で2つに分けて書かせていただきました。イメージとしては原則として行わないが、例えばこれこれこういう場合は、みたいなつながりになるのかと思っております。ちょっとわかりにくくて申し訳ありません。

(鈴木委員長)

夏山はこれには該当しないわけですね。ほかにごございますか。よろしいでしょうか。今後2、3、4と議論が進んでいく中でまた原則について戻ってこられても構いませんので、とりあえずは高校生の冬山・春山登山の原則見直しの方向性は下の四角の中の方向性にするということで、次、議論を進めてまいりたいと思っております。

ページをめくっていただいて、2ページ目が安全確保のための具体的なルールということでございますけれども、まず初めに活動の目的やねらいについてということで、事務局から経緯を説明いただきたいと思っております。

(内山課長)

はい、お願いします。全体ではまず2ページに活動の目的やねらいを、3ページは事前に準備すべき事項、4ページには活動当日の留意事項、最後にその他という項目になりますけれども引率者、指導者の育成についてと、そんなまとめ方をしてございますのでこの順番にお願いできればと思っております。

まず2ページの活動の目的やねらい等についてでございますけれども、これをまずAとして目的、Bとして活動内容、Cとして活動場所というように整理をさせていただきました。もう一度目的でありますけれども、先ほど荒木委員からもまさに出された問題なのですが、安全指針の中に冬山登山の目的はどのように位置付けていったらよいのかと、そんな観点で見ていただければと思っております。いただきましたご意見は大きく3つありました。1つが年間を通じた登山活動の視点から考えるべきだろうということで、個別の説明は省略しますが、年間を通じた登山活動全体を見据えて、この冬山・春山というもので何をやるのかというのを明らかにしていくが必要だという趣旨のものが最初でござ

います。それから2つ目でございますが、全国をリードする県であるということも含めて自然環境を学ぶという視点から、その目的を捉えるべきだというのが2つ目の意見でございます。それから3点目としましては自立した登山者を育成するという視点からということが3つ目に書かれてございます。それぞれどんな観点、どんな視点からこの冬山の目的を捉えるかということについてご意見を賜りたいと思います。2点目の活動内容でございますが、活動の範囲についてです。登頂を主目的としないという意見もありますが、条件がよければ登頂に行くこともあるというご意見もありました。また登頂を第一目的とはしないということも2つ目のご意見としてあります。それから3点目には技術力や判断力が不足する高校生であることに鑑み、活動の内容を基礎的登山技術の習得の範囲に留めるべきという意見がございました。それから次に活動の場所でありまして、無線機や携帯電話の使用できる範囲での活動にすべきではないかということ、それからその2つは顧問が決めた後に専門家に相談するようなくみが必要ではないか、あるいは情報提供を受けるシステムが必要ではないかというのが2つ目の意見です。その下は時期や地形、斜度、積雪量などから判断して、安全が確保できると認められる場所で活動するということを示すべきではないかということです。そして、顧問の力量との関係についてのご意見もいくつかいただきました、顧問の力量の範囲内という意見もある一方で一番下にも顧問の力量によって目的や活動内容が左右されてしまうのは好ましくないのではないか、というご意見もあったところでございます。

以上、この指針の中で定めておくルールをどう捉えるかということについてご議論をいただければと思います。

#### (鈴木委員長)

はい、ありがとうございます。先ほどご意見いただいた原則の見直しに関わるわけですが、守るべきルールの中で、最初に活動の目的やねらいについてということで、目的や活動の内容、活動場所という区分けでまとめていただいたわけですが、これについて何かご意見ご質問ございましたらお願いいたします。

#### (唐木委員)

Cの活動場所の下の力量との関係という所で、ちょっと感じておるところなのですが、先ほどから顧問の先生方なり方というか、指名のされ方も含めて必ずしも力量というか、経験の有無とは関係なく顧問になりなさいという場合が非常に多いということもいくつか聞いた中でも感じております。そんな中でやはり、その力量の中でばらつきのあることに対して求めている学生というか子どもたちについてはある程度のものを作ってほしいと思うわけです。その場合に力量との差を埋めるのはどうしたらよいかという、やはりこれは山岳総合センターを中心として考えていただいてもよいのですが、山岳協会みたいな所で指導員というものは私どもの中には多くいますので、そういうものをうまく活用というか、協力をしていただけるような制度作りが必要ではないかと感じています。自分たちのことなので、仕事が増えるのはちょっと大変なのですが、でもやはり高校生にある程度同じような環境を与えるというのが大事かと思っております。

#### (鈴木委員長)

ただ今のご意見でございますが4番目にご議論いただく指導者(引率者)の育成についてということとも関わってくるのかと思っておりますけれども、そのときにまたご議論いただければと思いますが、ほ

かにいかがでしょうか。1の目的やねらいですが。

**(今滝委員)**

ちょっと確認です。先ほどの1つ目に関わるのですけれども、私、以前にもスポーツ課にお問い合わせしたことがあるのですけれども、冬山はどういう山なのかとか、春山はどういうのかという、例えばどこで区切るのかとか、そういうのはどんなものなのでしょう。例えば保護者から見た場合に、冬山は厳しいのがわかるのですが、春山といったときに、どこまでなのか、どういう問題があるのか。例えば、山を登っていると3月は端境みみたいな感じなのですけれども、4月、5月は春山ということで、6月はもう夏山ということでよいのか、そうでないのかとか。地区によって夏山開きの時期が違いますね。そこら辺はどんなかたちなのか、実際に話を進めていくとそれも関わってくるかと思いませんけれども。

**(内山課長)**

確かに大変線引きがしづらい気もしますが、説明もしにくいところだと思っております。こんなこともあって前回会議の中で、今回の検討をどういう範囲に特定しようかという議論させてもらって、その中で冬から春にかけて主に雪上で実施する高校生の登山活動という、一応そういう定義の承認をいただいております。今回も、先ほどの資料の前提にも改めてそこら辺も触れたのですが、この時期からこの時期までという分け方ではなくて、この指針の中で冬から春にかけて主に雪上で実施する活動をその定義にしていきたい、というようにお願いできればと思います。

**(鈴木委員長)**

登山とは全く離れてしまいますけれども、雪氷学の側からは堆積期と消耗期で分けます。平地ですと2月くらいに最大積雪量を迎えるわけですが、高山では3月末から4月のはじめ頃に最大となります。そこまでが堆雪期で、最大積雪量から雪が減っていく過程を消耗期といいます。僕らが雪については冬か春かという、堆積期と消耗期で分けています。もちろん、年によってもこの時期は全然違います。ここに定義したのが主に雪上で実施するということで、そうすると雪溪の上だけでやっていると夏でも雪溪の上だと雪上なのです。だから、白馬大雪溪はほとんど雪上ですよ。

**(内山課長)**

あくまで冬から春にかけてという。

**(鈴木委員長)**

それくらいしか、これ決められないのではないのかと思います。文章上は。

**(今滝委員)**

難しいなと私は思っているものですから。はい、わかりました。

**(鈴木委員長)**

ほかにございませつか。はい、お願いします。

**(清水委員)**

今までは、例えば冬だけと限定していましたがけれども、高校生の登山部は通年の計画がある。その中で、夏で経験したものは当然冬も行ける所まで経験したいというのが出るはずなのです。したいと思うわけです。だから雪山だけに限定するからしわ寄せが来るので、通年で高校生の登山というのはここまで、こういう範囲だよということにした方がよいのではないですか。夏山だって事故はあるわけです。大量にあるかどうかは別として、過去にはありますね。雷に遭ったとか、集団で雷に遭ったとか、それも集団登山ですね。高校生も集団登山をするわけです。登山部も一人で行くわけではなく何人かで行くわけだから、通年で考えて、雪の場合はこういう指針、夏山はこういう指針だと、そういう決め方をしていった方が高校生に対する指導が楽ではないですか。雪の上だけと限定するからしわ寄せがいくような感じで、通年で高校生以下の登山というのはこういうものだよと、通年で考えて冬はこういう指針の下にやるべき、というふうに細分化していった方が説明しやすいのではないですか。高校生の登山部というのは、1年生、2年生として、活動するときは夏山も事故がある。冬山にも事故があると、そのときに夏山の事故はこういうこと、冬山の事故はこういうことと指針を決めていった方がよいのではないですか。そうすると説明がしやすくなる。冬山だけだから視野が狭くなるような気がします。

**(大西委員)**

清水委員がおっしゃるとおり、原則は年間を通してのものがあればよいのですけれども、今スポーツ庁から原則として冬山は行わないよという通達が出ている中で、やはり冬山登山をすることは意味があるというのがここでの議論です。だからこの原則を外れる場合についてのルール作りをしているわけで、その清水さんの言われたのはまたちょっと次元の違うことです。今ここで議論することはスポーツ庁から出たそれに対する冬山ということによいではないですか。

**(鈴木委員長)**

まさにおっしゃるとおりなのです。本当はそうなのです。それをやるとまた相当な時間が必要になってくる。ここでは冬山は原則だめなのだけれども、こういう場合はいいですよという、こういう場合を皆さんでご論議いただきたいと思いますので、まさに直近の問題をどう解決するかということでは何かできればと思うのですが。事務局さん、そういうことですね。

**(内山課長)**

はい、そうです。

**(唐木委員)**

ちょっといいですか。

**(鈴木委員長)**

どうぞ。

**(唐木委員)**

その原則としてという中に、登山の場合は冬山と出てきているのですが、ほかのスポーツで原則と

してこれはやめてくださいと通達の出ているものがありますか。スポーツの中で。

(内山課長)

今、ぱっと浮かんだのは例えば水泳において中学生までは飛び込みは禁止です。高校は条件によります。

(唐木委員)

条件付きのものは、あることはあるのですね。ありがとうございました。

(清水委員)

もう1ついいですか。

(鈴木委員長)

どうぞ。

(清水委員)

例えば柔道が学校体育の中で入ってきて、すごくケガが増えてきました。そのときにそういう通達はなかったのですか。

(内山課長)

柔道に関しては平成24年から中学生の必修化になりました。そのときに学習指導要領の中で中学校1年のときまではこういう技術まで、2年生はここまでというようにそれぞれ一定の指針が設けられています。その学習指導要領に基づく指導の範囲に留めるということが定められております。

(鈴木委員長)

例えば関節技とか締め技はだめですよ。大人になればそれも許されるわけですけども、少なくとも学校教育ではそれはいけないという基準が重要でありまして、ほかにいかがでしょうか。

(清水委員)

それらを参考にして、冬山の原則を外れるからにはある程度何か基準を示す必要があるということですね。

(内山課長)

スポーツ庁も今年度中に何らかのガイドラインを示したいということは以前おっしゃっていたので、これに関する基準が示されるのかと思っています。

(大西委員)

10月くらいに委員会を立ち上げて冬山シーズンの前には意見をまとめたものが出されるように、何人かの委員さんで検討するそうです。

**(木野田委員)**

いいですか。通年としては確かに語られないと言いますか、いきなり夏を飛ばして冬をやるということがないので、夏の十分な経験を積んだ上でやるという理由があってもいいかもしれないです。語られるとすると、それくらいです。通年の目標のことを語るのはまた別ですけども、冬山に登るに当たっては、夏やっているという前提だと思います。文章としては、夏山の経験を積んでいることはよいかもしれないということではないですか。文章として載せるならば。

**(鈴木委員長)**

突然、冬山に行くことはないですね。事前に準備すべき事項について、きちんとした夏山登山の技術、もしくは体力についても準備するというのも、ここから入れておけばよろしいのではないかといい気もいたします。ほかにいかがでしょうか。この自然環境を学ぶという視点からの次に四季を通じた自然にしてもらおうと、まさに冬山・春山も大事なのだということも。どこにも冬・春という言葉としてはないですよ。四季を通じた自然で始めてまさに自然環境に恵まれた長野県というのが出てくるわけでございますけれども、是非、四季を通じたというのを自然の前に入れていただければと思いました。ほかにいかがですか。この目的やねらいですが。はい、お願いします。

**(荒木委員)**

活動場所ですけども、例えば夏の海の遊泳場所の中で、遊泳禁止区域とかよく決められています。あのようなかたちで長野県内で冬場雪崩等多く発生しているがために、ここは冬山・春山に使用してはいけない場所なのだ、ということを示すことは可能なのでしょうか。

**(鈴木委員長)**

どうなのでしょう。でもそれを、絶対だめだというふうにはもちろんいかないのですけれども、いいよと言った所が絶対雪崩が起きないかとそうでもないのです。違う年には雪の付き方が違ったり、気象条件が違ったりすると起こらないとも限らないので、それを指定してしまうとここは安全だという誤解を生んでしまうような気がするのですけれども。山のグレーディングについては冬山とかいう区別はないですね。

**(今滝委員)**

ないです。あれは夏の条件のよい中での設定です。

**(鈴木委員長)**

ですからそれも含めたかたちで、まさに登山計画書を議論する場で、この場所について今年は雪がすごく多いので、という議論ができればいいのではないかと思うのですけれども。

いかがでしょうか。ではこれが1の議論の集約ということではまだございませんので、ちょっと順番に4までいきたいと思うのですがいかがですか。

**(内山課長)**

もうちょっと決められる場所があったら確認をしたいと思うのですが、例えばBの活動内容のところですが、ここには登頂を目的としないという言い方や、ほかに一番下には、活動内容が基礎的登山

技術の習得の範囲に留めるといふ、こういう表現を指針の中に位置付けるといふことはいかがでしょうか。

(鈴木委員長)

そうですね。いかがでしょうか、高校の先生方、具体的にいかがですか。この登頂を主目的としない、あくまでも高校生の教育の一環なので基礎的登山技術習得の範囲ですべきであると。

(池迫委員)

いいですか。登頂を主目的としないといふことは、今までもそのように考えて活動していると思いますし、その辺はよいかと思うのですけれども、下の基礎的登山技術の習得といふのが具体的にどういふことをイメージしているのか、基礎的な登山技術の習得といふのは訓練であり、そういう山行しかだめですといふようなニュアンスなのではないでしょうか。

(鈴木委員長)

習得だから訓練した後に実際に応用するといふところまで実は習得ではないですか。だからまさに応用まで行くためには当然本人の技術、体力も必要ですし引率者も必要です。けれどもここでは講習までとは限定していないですね。この登山技術の習得といふのは単に研修を受けるといふことだけではないですね。ですからそれも含めた習得ではないかと思えますけれども。

(内山課長)

指針に書き入れたいものなので、どこまでを例示をするのかといふ問題は言い始めるとそれぞれのところが、すべてそういう話になってくるのかと思えます。今後、例えば登山計画書、先ほどの事前審査みたいな話が出ていくとすれば、そういった中にご判断を、最終的には、いふことになってくるのかと思っております、なのでここは大前提としての指針として書き入れるべきものといふことでご覧いただければと思えますが。

(鈴木委員長)

指針はあまり具体的に書いてしまうと、逆にそれに縛られてしまいますから、そういう意味では幅の広い意味の方が指針としてはよいのではとも思えます。ただ今ご説明があったような実際の山行計画が出た段階で、ここまではないかといふことを具体的にご覧いただければいふことだと思えますけれども、よろしいですか。

では今、事務局から具体的な文言といふことで登頂を主目的としない、もちろん条件が合えば生じることもあるといふことですが、それから高校生の教育の一環なので、基本的な登山技術の習得を反映すべきであるといふことはよろしいですね。指針の中に含めると。あと文言として必要な個所が具体的に何かありますか。

(内山課長)

最初の目的をちょっと悩んではいるのでありますが、指針の中に冬山における、例えば登山の目的は次のとおりとするとか、次のことを目的とするとか、基準として各校で判断するとか、書き方はいろいろあると思うのですが、その場合に冬山の目的とするのはこの大きく言って3つの区分で捉えて

よろしいですか。むしろこれに限定すべきだとか、もしあれば3つとも必要なのか。

(鈴木委員長)

どうですか。年間を通じた登山活動の視点からを当然やらないと、冬だけ行くのか、春だけ行くのかというのがありますから年間を通じた登山活動ということと、自然環境もちろん先ほど申し上げたように四季を通じた自然環境を学ぶという視点、最後に自立した登山者を育成するという視点もどうなのか。

(木野田委員)

自分はいくつもまとまっていると思いますけれども。過不足ないと思いますし。

(内山課長)

委員長さんすみません、ここの3つを事務局でもう1回整理してみますので、それをまとめたところでご意見をいただければと思います。

(鈴木委員長)

よろしく願います。今まで出たような意見を指針らしい文章にしていただければ。

(内山課長)

あと、活動内容をもう1点。書いてはないのですが、冬山においては高校生の活動ということを含めて縦走はしないこととか、他県でそう記載されている所があるのですが、そこら辺の本県の考えを。

(池迫委員)

縦走がアルプスの主稜線は当然とても無理だし、行かないと思うのですが、もうちょっと低い所で、例えば飯田の方だと富士見台、恵那山トンネルの上辺りで2,000メートルくらいの、その辺も通り抜ければ縦走というような、登山形態から言うと縦走みたいなことになるのかと。

(内山課長)

さっきの目的から鑑みて、縦走もすることが必要だということなのか、あるいは縦走もできるということでもまた変わってくると思うのですけれども。

(鈴木委員長)

どうですか。確かに指針としては何とかあった方が。

(池迫委員)

高いピークとピークを結んだそういう意味での縦走という。

(鈴木委員長)

それを分ける言葉はないですか。

(大西委員)

標高 2,000 メートルくらいだと結構安全にできる部分が多いと思うのです。3月に松本の近辺で黒沢山という所から三郷の方まで縦走させますけれども、ああいう所だったら安全に楽しい経験ができるのですが。北アルプスの 3,000 メートルからの縦走はまず無理なので3月であっても4月でも。さっきの荒木先生の言われた部分とも絡むのですけれども、指定してしまうとほかは全部よいかというとその方が難しいところです。

(鈴木委員長)

3,000 メートル級はだめだと書いてしまうと 2,500、2,600 はいいのかとなりますね。

(大西委員)

この登頂を主目的としないということと、基礎的登山技術習得というこの2つでよいという気がします。

(内山課長)

あとは審査としっかり状況を見ながら。

(大西委員)

個別のことについては審査会の助言を仰ぐとか、そういうかたちでよいのではないか。

(鈴木委員長)

縦走ということはピークとピークを結んだ辺りだから登頂を主目的としないに反するのです。もし何か文章を書く段階でそれが問題になりそうだったらまたご相談いただければ。

(内山課長)

あとはこのページに書いてある所では、特にこれはということはないと思ってよろしいですか。

(鈴木委員長)

どうぞ、すみませんお願いします。

(荒木委員)

目的の中の3項目目の自立した登山者、当然その高校生が安全に活動できなければいけないので安全に配慮できるとか留意して登山を楽しめるとかという、安全という言葉に登載した方がよいのでは。

(鈴木委員長)

確かに今まさに安全の問題をしているわけですから、皆さん、そういうことでよろしいですか。事務局はよろしいですか、活動の目的やねらい。

(池迫委員)

すみません。さっきの登頂を主目的としないということに関して、そうすると縦走は入ってこない

だろうということの話なのですが、全国の高体連の小林委員の方でまとめていただいた資料を見ても、三重や静岡、関東圏から3月の春休みを利用して北八ヶ岳の黒百合平とか白駒の池とかあの辺を、ほとんど樹林帯ながらですね。あれを見て悔しい思いというか他県でそれだけやっていて地元で全然行っていないというようなところを見て悔しい思いもしていることもあるのですが、登頂を主目的としないというようなことで縦走もないだろうということになると、その辺の場所としては問題ないと思うのですが、そういうところが引っかかってきて規定されてしまうのは忍びないというか、その辺はどうなのでしょう。

**(木野田委員)**

別に登頂しないと言っているわけではないし、無理して登頂することで何かあるのを抑止する目的の文章だと思うし、別に黒百合行って、冬の天狗に登れないかと言われるとちょっと違うとは思いますが。当然状況にもよるとは思うのですが、あくまでも文章として主目的として、上がって事故を起こさないということが目的のような気がするのですが、それはいいです。

**(唐木委員)**

いいですか。今回のこの検討委員会の中で出す答えというものは、是非、高校生たちにも春、雪のある所に出て行っていろいろなことをしてほしいというためにこれを作るのであって、全部禁止したら検討委員会をする必要がないので、あまりぎゅうぎゅうに縛らないでできるようにしておかないと大変だという気がします。

**(内山課長)**

だからそのための安全の基準のルール作りだけはきちんとしておいた上でということ。

**(唐木委員)**

池迫さん、心配するのはわかるのですが、まずはこれをきちっと作らなければ春山はできなくなってしまうと思うのです。だからそのためには包容力のある、そういう規則を掲載しないと。

**(池迫委員)**

縛る文言でなければいいと思うのですが、それはいいです。

**(鈴木委員長)**

今のままであまり縛らなくてすむのではないかと思います。指針としてはある程度の、それががちに縛っているわけではないと。ほかにございますか。よろしいですか。

では2番目で、事前に準備すべき事項についてということで、この整理の仕方について事務局からご説明をお願いします。

**(内山課長)**

お願いします。事前準備につきましても3つの項目に分けました。1つは登山計画に関する事、2つ目が装備品に関する事、3つ目をその他といたしました。

まず登山計画に関する事について大きく3点に分けてあります。まず計画の立案でありますけれども

ども、上2つは生徒の体力やコースなどの部分、その次の2つの○印は荒天時、万が一の場合の退避ルート、あるいは事故発生時を想定したフローチャートなりマニュアルを作っておくこと、そしてその下は目的地において十分な調査をしておくこと、といったようなこと等が書かれております。ここまでが計画を作るときに必要なことで、その後が作った後どうするかというのが、登山計画書のチェックであります。先ほどから話題になっております審査部門に関してなのですが、多くの方が審査をする機関が必要だということがご意見として寄せられております。特に3番目には、高体連登山専門部の中に審査部を作ったらどうか、あるいは山岳総合センターから作成方法やポイントについての講習などをいただきながら、中信安全登山研究会のようなものを作ったらどうかというご意見もいただいております。それからそのチェックを受けた後ということになりますけれども、計画書の提示ということで、保護者には事前に参加承諾書を徴した上で登山計画書の写しをお出ししておくこと、あるいは登山計画書については所管警察署はもちろんなのですが、県の教育委員会としても把握しておくべきではないかという、ご意見もいただいております。

その横には高体連登山専門部としての役割ということで、実は池迫委員からいただいた意見かと思っておりますけれども、それぞれの今の専門部としてのお考えやら課題意識などを記載していただいております。

それから装備品に関してでございますけれども、ここには具体的な装備品については、スポーツ庁が示しました冬山登山のチェックリストを基準にしたらどうかということで、お手元に冬山登山の事故防止についてということでスポーツ庁の参考資料としてお配りしてございます。これは前回もお出しした資料なのですが、その3ページに冬山装備チェックリストがありますので、これを基準にしたらどうかということでございます。それから通信手段の確保や救急セットの使用法の事前研修が必要だということです。

また、ビーコンに関してでございますが、高価なものであるもので、それぞれの購入がなかなか難しいというご意見をいただいております。こういった装備品が必要か否かは下から3つ目の○印ですけれども、計画検討会、これはさっきの審査部門のことだと思いますが、審査部門でしっかりチェックしてもらったらどうかというご意見、それから一番下にはむしろビーコンが必要な場所での活動は控えるという考え方もあるのではないかというご意見もいただいております。

あと、その他でございますが、生徒においても、事前に学習をしっかり行うべきだと、あるいは傷害保険の加入を義務付けるということでありました。以上です。ご検討ください。

#### (鈴木委員長)

ありがとうございます。では、ただ今ご説明をいただきました事前に準備すべき事項についてということで、Aが登山計画、Bが装備品、Cのその他ということに分けて議論したいと思います。

まず登山計画ですけれども、いかがでしょうか。立案、チェック、計画書の提出がございまして、書かれた内容で何かご質問とかご意見とかございましたらお願いいたします。

#### (木野田委員)

すみません。立案とかチェックに関してですけれども、これは通年という意味で考えてよいのですか。例えば冬山は特にチェックを受けなければいけないとか、ここに冬、夏とか規定は書いていないと思うのですが、別に冬と夏を分ける必要があるかどうかというのは難しいところだと思うのですが、冬は絶対に審査を受けなければいけないとか、夏はそこまでではないとか、そういうような

必要があるのか。冬は絶対にチェックが必要ですか、そういうもの。

(鈴木委員長)

今のところ冬は絶対に必要だということ。

(木野田委員)

夏はチェックされているのでしょうか。

(鈴木委員長)

ですから、場所によってされている所とされていない所が今までもあるということなのです。これまでやってしまうとまた大変なので、あくまでもこれは冬山・春山なので。

(内山課長)

委員長すみません。説明が漏れてしまいました。今説明した中に事前に事故発生時を想定したフローチャートなのですが、最後の6ページに事務局として緊急時の対応例というものを作ってみました。こういったものを参考に各校において事前のマニュアルを作ってもらえればと思っております、ここに関するご意見も一緒にいただければと思います。

(鈴木委員長)

わかりました。ということで立案の段階ではまさにフローチャート、事故が起こった場合にどうするかというのも含めた計画でございますので、それを含めてご意見を頂戴できればと思いますがいかがですか。

(大西委員)

救急車の横にヘリコプターがあります。

(鈴木委員長)

そうですね。マニュアルにヘリコプターの場合もどこかに。

(大西委員)

並びでよいのではないですかね。救急車とヘリコプターは同じ枠の中で。

(鈴木委員長)

ほかにはいかがでしょうか。ほかにも具体的に文言とかで議論をいただきたいと。

(内山課長)

気になっている所を言いますと、例えばビーコンなのですが、ビーコンの一番下にビーコンが必要な場所での活動は控えるべきではないかというご意見なのですが、これはいかがでしょうか。

**(鈴木委員長)**

ちょっと今登山計画の所でお話ししていたものですから、とりあえず登山計画では立案、チェック、提出という3段階で進めると。少なくとも冬山・春山についてはチェックの段階が必要だということなのですが。当然ながら夏山でも計画書を作ってそれを警察に届けるのはおそらく今までもやっておられると思いますけれども、冬山・春山については第三者のチェックの仕組みを作ることなのですが、よろしいですか。そのステップで基本的な指針を考えていけばと思います。

**(内山課長)**

その場合に審査部をどこが担うかという問題があると思うのです。ここでいただいたご意見は、高体連の中でというお話なのですが、そこら辺について。

**(今滝委員)**

私、左のチェックの中の上から3つの高体連登山専門部の中に登山審査部をつくるということを出した者なのですが、やっぱり教育活動なので教育活動を担うという、教育活動をやっている人たちの中でしっかり担うかたちをまず作った方がよいのではないかと私は思いました。自分も実際に中信地区の安全登山研究会の事務局をやっていたときにあまりしっかりした審査ができなかったと思うのだけれども、皆で意見を出し合うという、そういうかたちでしたけれども、是非、高体連で動いていただければどうかと思います。

**(大西委員)**

実質的には全県一区というのは難しいと思うので、県内4地区の高体連の中に審査部をつくるという、今滝先生のように補足すると、そういうかたちがよいかと思います。

**(鈴木委員長)**

ということによろしいですか。

**(池迫委員)**

私はいいいですが、外から見たときにいわゆる外の目というか、その辺はいいかなと。どんなものですか。

**(唐木委員)**

それは私も一時考えたけれども、やはりこれは先ほど今滝先生が言ったとおり、教育の一環としてやっているという部分をしっかり捉えれば、技術的なことどうこうではなくて、もう少し総合的に考えるということになれば、我々の意見はちょっと的が外れる場合があるので、やっぱり職員の中でやった方がいいような気がすると思います。どうしても私たちが行くと技術的な面とか、そっちだけに目が行ってしまうので、ちょっと的が外れやしないかという心配があるのです。

**(鈴木委員長)**

よろしいですか。

(内山課長)

荒木先生いかがですか。

(荒木委員)

いいですか、すみません。その顧問が専門家ではないことと同様に、専門部の役を負っていただけ  
る先生も場合によっては専門の知識や経験がおありでない場合もあり得るわけですね。

(鈴木委員長)

それはあり得るのですか。

(大西委員)

あり得るとは言えない。だが、審査部を作るとのことなので。

(鈴木委員長)

少なくとも審査部の人は経験者でしょう。

(池迫委員)

まるっきりの素人はそういうことはないですけれども。

(唐木委員)

招聘できるくらいの、何か少し幅を持たせておけば外部から招聘できると。

(今滝委員)

私、こういう審査するときには大事なのは、やはり複数の目がしっかりあることだと思うのです。いろいろな遭難の事例を見ているときに、例えば大学や何かのクラブでやっぱり審査部は大体あるのです。大学では4年生とかが遭対委員みたいなかたちになったりするのです。そのときに単独、やはりそこら辺やはり人数がいなくて単独で判断していたり、もしくは急にその場所に審査に入るようになってしまったとか、今年3月に八ヶ岳であったある大学の遭難の報告書を読んでいる中でも、その審査の部分で何かちょっと甘かったかなというようなことがあったので、ここで私が大事だと思うのは、やっぱりこういう登山をやるにはある程度危険性があるからということであるので、そこに集まった委員たちの中にその意識を持っていろいろな角度から見、意見を述べ合うのが大事かと思うのです。その体制があればよいのではないかと思います、以上です。

(大西委員)

長野県山岳協会でも冬山の検討とか、それから夏山の検討とか、連休に入るときには支部単位でそういうのをやっていますけれども、山岳会だからプロかというところに入ったばかりの人もいるので、計画を出して、そこでいろいろ意見をいただいてだんだん育っていくこともあるので指導者の育成というのにもつながってくると思うのです。

(鈴木委員長)

ということで、よろしいでしょうか。ほかにございますか。

(池迫委員)

はい、私が書いたのですけれども、高体連の役割の所で、山岳総合センターから4地区の検討会に出向いてというのは実際非常に難しいのではないかと思うのですけれども。12月のある週に4地区でやるとかということになると、とても難しいのではないかと。ただ助言とかアドバイスみたいなレベルでメール添付で山岳総合センターに出して、ちょっと見てもらうということではできないかなと。

(鈴木委員長)

それと同じことなのですよ。見てもらったからいいというわけではないですよ。本来は学校のレベルでいいか悪いかはきちんと判断すべきことなのだというような流れです。それで山岳総合センターに確かに見てもらって何も言われていないと、だからよかったのだとならないはず。だから今の人員で、確かに山岳センターでは無理だということは先ほどおっしゃっておりますので、メールだろうが何だろうが無理なのではないかと思えます。

(今滝委員)

さっき大西先生が言われたのですが、遭対委員や審査部なのですけれども、こういうことをやるというのは、ある覚悟がないとなかなか難しいです。ゴーサインを出すわけですから。ゴーサインを出す場合に何人がいて、それを話し合うということは、それぞれある意味重たいものを背負ってやらざるを得ないから真剣になるし、あまりまだ経験がないと思っている人も、それなりに勉強したり、経験豊かな人の言葉を聞いたり、その中で、さっき言われた、育つという、そういうのがあるかと思うのです。私はちょっと外れていたら申し訳ないのですが、今長野県では山岳総合センターがあるので、研修とかある程度やるのですけれども、他県はそんな所がありませんので原則的には高体連でいろいろなことをやっていたりします。5月に私の所で顧問研修会をやると言ったときに、新潟から3名の方が来られました。新潟は冬も研修会をやっていると言っていました。それは高体連が組み立てているのですけれども、組み立てるということの中では気象に長けた人は気象のことを教えるとか、そういうことをやっている。教えるというのは、すごい力量があるということもあるかもしれないけれども、教える方が育つと。だから審査する方が育つと。事例の蓄積の中で、あのときはこのように判断してとか、あのよう判断したときにこのようになったので今度はこういう判断をすべきでないとか、何かすごい所があってというのではなくて、今はやはり高体連がまずこういうのを作ってみて、やってみるのが大事な時期ではないのかと思えます。何らかの質問は、いつでも答えられると思うのですが。

(大西委員)

もう1ついいですか。実は今日1冊本を持ってきているのですけれども、これは高校登山と言って昭和48年に出されているものです。これを出しているのは、長野県高等学校校長会安全教育研究会なのです。校長会でこういうものを作っていて、実は中信の安全登山研究会はこの校長会が主催した安全教育研究会の流れで来ているものなのです。高体連が動くのはいいのだけれども、かつては各地区にあったらしい校長会が中心になったこの安全教育研究会の流れ、今それを継承しているのは中信だ

けなのです。実動はリンクしながら高体連がやるのですけれども、それをもう1回復活させてもらって、これをやはり公的な、そういうものだという位置付けで通知等もそこから出してほしいと思います。第1回の資料にも出しましたけれども、そういうかたちにしていただけるとよいのかと思っております。

(鈴木委員長)

いかがですか。荒木先生。

(荒木委員)

いろいろと教えていただき、勉強させてください。

(鈴木委員長)

確かに責任ある立場ですから、校長さんが知らずにやるのも変ですね。最終的な判断はやはり、責任もそうですけれども校長ですね。ですから校長というのもどこかに入るような。

(内山課長)

高体連と校長会と荒木先生と相談させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(鈴木委員長)

ではよろしいですか。

(大西委員)

それと計画書の提出が所轄の警察署及びスポーツ課になっているのですけれども、これはスポーツ課に出すのはよいと思うのですが、今、県の条例で出す先が県知事になっているので、これは県知事とスポーツ課と両方にした方がよいと思うのです。

(鈴木委員長)

ということで、装備品ですけれども、先ほど出ました一番下のビーコンが必要な場所での活動を控えるべきである、ということなのですけれども、どうですか。雪上での主活動と言っていますね、最初に。そうするとやはりビーコンは要らないと確実に言える所はないのではないですか。ここは絶対に要るとか、絶対に雪崩とか雪の中に埋まる可能性がない所だったらビーコンを持たなくても計画として認めるということに実際のところはなるのではないかという気がするのですが、いかがですか。

(清水委員)

その3つ前に書いてあるではないですか。ビーコンが必要ということは多くの場合に計画段階でそこは要らないとか、要るとかというのでできているので、あとの2項目は要らないです。

(鈴木委員長)

そうですね。そういうところはいかがですか。よろしいですか。ほかに装備品、そのほかも含めて結構ですが、装備品その他で何か。

**(大西委員)**

要望なのですが、実は栃木県は来年度ビーコンを県の予算で買うそうです。ということで、例えばビーコンを保管する所は山岳総合センターみたいな所が一番具合がいいと思うのですが、例えば山岳総合センターの予算の中でビーコンを買っていただくとか県でその部分を予算付けしてもらうとか、県の中でビーコンを用意するとかということをお願いすることは無理ですかね。

**(鈴木委員長)**

まずは指針を作って指針の中にそれが必要だというわけですから、何とか知事をお願いして予算立てを。

**(大西委員)**

指針は指針として、やはり現実的なそういう整備を進めてもらえると。

**(鈴木委員長)**

県の予算が無理なら民間の活力も利用してなど長野県特有のものもありますので、そういうのも利用しながら、是非、ビーコンとかプローブとかスコープなどその辺も。ほかに何かございますか。

**(木野田委員)**

緊急時対応マニュアルで、医学的な見地ですと頸部外傷とかがあるものと、歩いて行けるかということに関して、多分意識障害とかの話もちょっと入れた方がいいかと思います。ここで細かく言うともた時間をかけてしまうので、ここの区分に関しては直接お伝えしますがいいですか。

**(鈴木委員長)**

では是非、専門家の意見を出しながらお願いします。

**(今滝委員)**

同じフローチャートの所で、緊急連絡の救急車の下に病院があって、その下にまた警察があるのですが、警察とか地区の遭対協を入れるのであれば、緊急連絡の所から直接行っているような図にしたらどうかと。何か救急車にあって病院にあってるような。本当に何かあったときにぱっと読み取れるような図がいいかと思います。私は大町地区の遭対協なのですけれども、やはり緊急連絡で警察にあって、私の所に直接事務局からかかってくるもので、誰が見てもわかりやすい方がいいかと思いますので、上の2つの四角の部分を通らないかたちのものがいいかと思います。

**(鈴木委員長)**

図の書き方難しいですけども、誤解が出そうな感じもしますので。

**(唐木委員)**

ついでですけども、119番というのは救急車の要請とか、そういうことでは119番ですけども、遭難の救助要請ということになると110番なのです。ここはちょっとはっきりしておいた方がよいかと思います。

(鈴木委員長)

よろしいですか。ほかにございますか。なければ次の活動当日の留意事項という3番でございすが、これについてご説明をお願いします。

(内山課長)

はい、お願いします。ここでは大きく2つに分けてございす。まずは活動時の対応、引率者の心得的なことについてご意見をいただいております。慣れが一番危険ですとか、あるいはその下はそれぞれ持つべき力的なことが書いてあります。また人数的なことも、2人以上で引率となっておりますが、ちょっとこれはまた後ほどご意見をいただければと思ひます。それからその下には参加者である生徒の日常的な状況の確認や観察把握が必要だということ、その下は連絡体制についてでございす。

右に移りまして、計画を変更することについてなのですが、平時においてルート変更は認められないのだということが1点、それから1つ飛ばしまして、計画の変更や中止すべき現場のサイン、例えば急激な気温変化があったとか、そういったことをわかりやすく表現して誰にもわかるような見える化をしてもらえると判断の材料になるのではないかと思ひました。ここら辺もご意見をいただければと思ひます。

それから活動が終わった後の総括、振り返りも大事だということございまして、そういったものを情報の共有化を図って、またそれを蓄積しながら次の人たちの参考になるような仕組みが作れたらよいということで、それは活動場所の情報なども含めてということだと思ひます。以上です。

(鈴木委員長)

はい、ありがとうございます。では、ただ今ご説明いただきました活動当日の留意事項ということで、活動時、それから終わった後の総括、振り返りということございすが、最初の2名以上というのは冬山・春山ですからよろしいですよ、単独の教員では行かないと。

(内山課長)

それはさっきの大西委員さんの研究まとめの中のどこかに3名とありましたので。

(鈴木委員長)

2名じゃなくて3名以上ですか。

(内山課長)

資料2の東京都に3名とあったと思ひます。

(鈴木委員長)

もちろん3名がいいと言えはいいですけども。

(内山課長)

2名以上でよろしいですか。

(大西委員)

2名でいいと思いますよ。

(鈴木委員長)

2名以上でよいのではないですか。

(大西委員)

3名付いていない学校もあると思います。

(鈴木委員長)

ここの引率、参加者の観察とか、連絡体制とか、先ほどのフローチャートもあってということなのですが、事務局で何とか考えてほしいというのは計画の変更や中止をする際にどういう理由だったら変更とか中止がよいかというのを具体的にということなのです。どうですか。

(内山課長)

行ってしまったら、なかなか引き返せないというお話を聞いたことがあって、それをこういう状況になったらもう止めるという決断をする基準的なものがもし示せるならありがたいと思ったのですが。

(鈴木委員長)

どうですか。

(今滝委員)

ここの左側の心得の所とか、真ん中の変更・中止はいわゆるリスクマネジメントだと思うのです。今センターでも顧問がハザードという危険要素を把握しておいて、それに対して人間がどう動いたらどんなリスクが出てくるかというのを想像して、それに対処できるように事前に考えておくということを講習の中でやったりするのですけれども、これがこうなったらからこうという判断基準をここに入れておくことはなかなか実際には難しいのではないかと思います。気象については本当に大事なので、左側の所においては上の所と下の所をまとめ、加えて気象について書いてもよいのではないかと思います。以上です。

(鈴木委員長)

判断する力が十分に引率者にあればというか、それしかないのではないですか。具体的に雪が何センチ降ったとか、気温が何度変わったとか記載するのでしょうか。引き返す勇気を持てる顧問を育てるということではないですか。これは力量のある人の方が戻れるのです。力量がないと行け行けがあるので、その辺で何とか納得いただけませんか。

ほかにございませんか。活動当日の留意事項よろしいでしょうか。とりあえず4番が指導者の育成についてでございますが、これも前回かなりたくさん意見を頂戴したわけでございますが、まずこれについてご説明をお願いいたします。

**(内山課長)**

指導者の育成に関してであります。今回の作った指針の中に直接入れるわけではないという、ちょっと違う観点で整理すべきだろうと思っておりますが、それを前提として、まず研修につきまして、研修の内容については顧問としての考える力やそれぞれの知識を身に付けさせたいということ。それから研修の企画運営に関しまして、いったい誰が行うかという主体があるべきだを書いてありますので、高体連登山部や山岳総合センターの講座、あるいは出前講座の活用など、それから研修を制度化すべきでないかということで、強制力を持たせるとか、義務研修を制度化するというご意見をいただいております。それから山岳総合センターの研修についても学校出張扱いとなるようなかたちを考えたらえればというご意見もございました。それから資格条件の関係でございますが、顧問の力量に関しましては顧問の力量が活動に直結しているという状況なのですけれども、何をもちて顧問の力量とするのかなど、そういったものを学校現場に知らせていく必要があるのではないかというご意見、それから最初に申し上げました公認資格制度の活用ということで日体協も活用したらどうか、あるいは外部指導者の活用と所では、一番上には学校教諭がすべてを担うのではなく、外部の専門家の活用を検討すべきというご意見、それから顧問にいろいろなことを望むのは難しい面があるということで、外部指導者の活用をという所では2つのご意見が寄せられております。よろしくお願ひします。

**(鈴木委員長)**

ということでございます。指導者の育成についてですが何か。はい、お願ひします。

**(今滝委員)**

ちょっと私この会議の冒頭の資料説明の中でも申し上げましたが、研修の一番下の○印の所、私が出したものです。その上のももそうなのですけれども、一番下の所と言え、私の所でやっている講習会にお金を出して参加されている職員の方もいらっしゃいます。この間の夏山コースにある学校の方が結局4回全部出て行かれましたが、山岳部の顧問の方はやっぱり仕事ですので、出やすいかたちだとか、もしくはその下を書いてありますけれども、参加費用の一部を出すとかそういうかたちがあるとよいのかと。危機管理に限らなくて山をもっと深く知って、子どもたちと対することができればよりよいのではないかと思いますので、やはり山岳総合センターの今の講座を活用していただければと思います。以上です。

**(鈴木委員長)**

はい、ほかにご質問、ご意見ございませんか。

**(大西委員)**

国立登山研修所の研修は、意味のある研修が多くあり、非常に安価です。ただ、あそこまで行く旅費が高いので高く見えてしまうのですが、研修費は実は無料なのです。それを積極的に活用するようなかたちでできればと。研修の制度化の項目に入れておいていただければ。

**(唐木委員)**

研修所に行くには、かなり日にちが必要では。

(大西委員)

2泊3日のコースと今度は1泊2日で。多分来年度は2泊3日のコースだと思います。金土日の。

(唐木委員)

学校は休みなのですか。

(大西委員)

そういう研修も受けるようにと校長会の方から、今は県教委から来る通知だけなのですが。その辺のところ、例えば校長会としても山岳部の顧問はやはり資格をとることが必要なのでということで、お墨付きのようなものもあると出やすいこともあるという気がします。これは前々から、例えば山岳総合センターの講習会でもそうなのですが、センターから通知が来て、学校長経由で顧問が見るのですけれども、この研修に山岳部の顧問としては出てください、みたいなことを校長からとか、あるいは県教委でもいいですけれども、そういうところで顧問をやるためには必要ですと何かあれば顧問も出やすいのかという気がします。顧問というのは、校務分掌委員会がなくなって、校長が校務分掌を命ずるわけです。分掌上、それで顧問になってもらっているわけですから、校長として山岳部の引率を責任持ってしてもらうためには、やはり研修が必要ですよ、ということで、うまいことができないかということはずっと思っているのです。だから山岳総合センターの講習すべてにそうはいかないのだけれども、例えば高校の顧問向けの研修会については是非出てくださいと、まずそこを手始めにやっていただけると少しよいのかという気はいたします。

(木野田委員)

すみません。医療講習会が必要とされれば自分が主体となってやってもよいと思うのですが、1回当たり大体どれくらいの先生を相手にするかたちになるのか。

(今滝委員)

10人くらいですかね。

(木野田委員)

医療の講習会というと、個別でやった方がいいですかね。それに関しては。

(荒木委員)

ちょっといいですか。研修は非常に大事だと思います。現在、この一番上の所の高体連登山部は顧問研修会を実際実施しているのですか。

(池迫委員)

高体連登山部としてはしていません。

(大西委員)

県高体連では、中信と南信はやっている。高体連として。

(荒木委員)

あと山岳総合センターの研修の中には、そういう教育現場における登山部顧問の指導者研修とかという内容のものはないのでしょうか。

(今滝委員)

今年はありません。ずっとやっていなかったのが今年やったというかたちです。去年私がアンケートをとった中で自分の力量を高めたいという方が何人もいらしたので、そういう項目を見てやってみたというかたちです。ただ、1泊2日でしたけれども、日帰りで帰られた方と1泊の方が半々くらいです。やはり学校が忙しい、2日間出られないという方もいらっしゃいました。

(荒木委員)

今年は何人くらい出席されたのですか。

(今滝委員)

10数人です。新潟県を入れて20人弱ですね。

(荒木委員)

これが学校によっては費用を出してもらえない学校もあったというふうに。

(今滝委員)

そこの費用のことは私にはよくわからないのですが。

(大西委員)

おそらく学校出張だと思いますよ、皆。

(今滝委員)

今回は学校出張ですかね。

(荒木委員)

では特に今、現在現場でこの山岳総合センターで実施してもらっている顧問の力量アップの研修に関しては学校出張で認めていない、そういう現場はないなどの情報はお持ちでないということですか。

(大西委員)

今言ったのは要するに高校顧問向けの講習とか高校生向けの講習会というのに対してで、生徒も一緒に行くには引率があるから当然県費で出ます。センターの高校顧問向けの講習会というのは、今までは多分県教委を通じて通知が来ていますね。今回は県教委からじゃなくセンターから直に来ているのか。

(今滝委員)

今回は直に学校に出しました。去年のアンケートでどこに山岳部があるかしっかりわかったので、

そこにどうですかということで学校長あてに出しました。

**(大西委員)**

引率を伴っていなかったけれども、高校の教員特出しでそれ向けの講習会ということだから、多分学校出張になっているはずですが。ただ今滝先生がずっと言われている講習会というのは一般向けの講習会なので、一般向けの講習会に対して補助というのはされていることはないと思います。されるケースがまずないと思います。

**(荒木委員)**

実際に全県の教頭会でも校長会でも、総合教育センターと体育センターの研修講座の案内の資料配布とともに説明のためにセンターからお越しいただく。それで教頭、校長が承知して現場で職員に周知する。そういうシステムを組まれているので、もし必要であれば山岳総合センターの職員の方もお越しいただいて、こんなことがあって県ではこういう検討が始まっていて、こういう指針が示されている中で顧問の力量アップのために、という名目で説明をいただくと一番手っ取り早いかと。

**(今滝委員)**

そのことに関してなのですが、私は去年から山岳総合センターに関わっているのでよくわからないのですが、県の直接運営のときには総合教育センターと同じようなかたちで配布されていませんでしたか。山岳総合センターの1年間の講座、あまり多くなかったから20くらい並んだのを1枚は送ってきていたような気がするのです。指定管理になってからはそれがなくなったので、だから扱いも違うのかと思っているのです。私もちょっとそこがわからないのです。

**(内山課長)**

多分、それまで指定管理になり教育委員会事務局スポーツ課の所管機関から観光部に移管されたので、そこで教育委員会という立場と観光部という立場で連携が少しくまいていないことなのかもしれません。ちょっとそこはもう一度確認させていただいてもよろしいですか。

**(今滝委員)**

今のご質問にお答えするとすれば、センターから出向いて説明することはいくらでもできます。

**(荒木委員)**

ありがとうございます。

**(鈴木委員長)**

制度化についてまとめられますか。

**(内山課長)**

またいただいたご意見も含めて各機関と相談をさせていただきながら考えたいと思います。

(鈴木委員長)

はい。ほかにございませんか。指導者の育成、よろしいでしょうか。そうしましたら、今までご議論をいただいた、原則としてはもちろん行わないということなのだけでも、こうこうこういう理由があれば実施できるということのルール作りということで目的やねらい、それから事前の準備、そして当日の留意事項、最後が指導者の育成ということでしたけれども、全体で何かご意見ございますか。はい、お願いします。

(唐木委員)

全体の中で緊急時対応マニュアルの図を見ながら話していきたいと思いますが、この図を見させていただき限り、何か事故が起きたときにはこの学校とかその隊の中でほとんど完結していくような流れになっております。それはそれで大事なことだと思いますが、もし遭難というような事例になると、県の遭対協として遭難というものはどういう定義をするのだという話の中で出てきた部分には、自力で下山できないという場合については遭難として扱おうと、何かそういう定義がないと扱いくいのではないかと、そうになりました。その場合、ここで学校の中で、あるいは隊の中で解決できればよいのですが、もし遭難ということで救助要請するとなると今後少しフローチャートが変わってくるかと考えています。

この中でもう1つ大事なことが抜けていると思いましたが、この事故を起こした、あるいはケガをされた生徒に対しての流れはこれでよいと思うのですが、残された生徒の安全をどうやって確保するか、ここが何か起きたときには実はすごく大事なだけでも、ついでがそっちに行ってしまうという部分があるのでその辺のところを工夫したものを作った方がよいのではないかと気もします。

(鈴木委員長)

確かに一般と違って高校生ですから、残されたほかの学生さんの問題もありますので、それも含めてやっていきます。ほか、いかがでしょうか。

(池迫委員)

はい、同じく緊急時の対応マニュアルでちょっと細かい所ですけれども、何かあったときに現場から留守本部、学校長だったり、必要なときは救急、警察の連絡なのですが、家庭の所はできればよいのですけれども、私も遭難者に遭遇したり、いろいろ知り合いが雪崩で亡くなったりとかあるので、現場からあらゆる所に連絡するというのは、実際ことが起こったときにできないのです。留守本部とヘリだとかが必要なときは警察くらいで、つながらないとかいろいろなことをやっているで電池がどんどん消耗していき、家庭については留守本部からというのが実際に何かあったときにはよいのではないかと。

(唐木委員)

その点、僕もちょっと補足しなければならないのですが、もしこういった事故が起きた場合にはスポーツマンをきちんと決めて、外部への発信はそこから一本化してやらないいろいろな人の所からいろいろな、例えば取材が入ってきたりとか、今子どもたちが結構電話を持っているから勝手に自分の家に電話したりすることがあるので、その辺はもし何か事故が起きたときには完全に発信元は1

本にしておかないと混乱のもとですので、ある意味で統制した方がよいのではないかと思います。

(鈴木委員長)

ということですが、よろしいですか。

(大西委員)

そうすると、この緊急連絡と書いてあるのですが、その所が留守本部になるのが一番いいのですね。そこが留守本部になって、そこから情報が行くような感じで。

(唐木委員)

そういうことでいいと思います。

(鈴木委員長)

ほかにございますか。

(大西委員)

ただ、救急車だとか遭対協とか、そこは現地から直接行くようなラインを確保した方がよいですね。

(唐木委員)

確保した方がよいと思いますけれども、さっき言ったように遭難というようなかたちの中でしたら110番にあって、それから救急車に行くという、その流れの方が。

(大西委員)

そうなのですが、現地からも直接。

(唐木委員)

現地との連絡はとれる体制はとっておいた方がよいと思うのですが、今、大西さんのような時間的にそっちの方が早いのではないかとということも考えて言っているのだと思いますけれども。

(木野田委員)

基本的に医者から言わせると、状況とか場所とかは現地から直接救急隊とのやりとりで決まることなので、特にGPSとかで場所が正確にわかって、傷病者がどういう状況かというのは1回留守本部をはさむとまたちょっと変わってくるので、そこら辺のやりとりに関してはやはりつながればですけども、電波状況とかにもよると思うのですが、基本的なやりとりはやはり場所とか傷病者の数とか天気とか聞くので直接やりとりが必要になりますしそっちの方が絶対に確実です。

(唐木委員)

確かにそうだ。GPS付いているから、そこから発信すれば場所も全部110番情報でわかるから。

**(木野田委員)**

一応特定して、何を持って行くかも救急隊ちょっと変えてくるので。

**(今滝委員)**

今出ていましたけれども、このフローチャートで大西さんが言った留守本部がはっきりと出ていない。私は、山岳部を連れて学校を出るときは教頭先生に留守本部をやっていただいていたことが多かったのですが、そこの留守本部という名称がどこかにあった方がよいと思います。保護者対応にするのかどうかも、それはいろいろあるかと思いますが。以上です。

**(大西委員)**

実は今回の栃木の事故で、そこの辺が家族遺族からかなりいろいろな意見がありまして、まず連絡が遅くて知ったのはマスコミで、テレビを見てから知ったとか、それから実はそれがうまく一覧表になっていなかったとか、そこら辺が非常に問題になったので、やはりこれを整備するのがすごく大事なことで、高校生を連れていくということになると保護者とのラインをどうやって確保しておくかというのがすごく大事です。それと初期対応が大事なので、ちょっとその辺整理をしておいた方がよいかもしれません。

**(鈴木委員長)**

ほかにございますか。事務局から何かございますか、これだけはちょっとという。

**(内山課長)**

次回に向けてということになります。次回までに、今回のこの指針を検討いただいて新しく作り上げるわけですが、それをちゃんとした実効性のあるものにしていくために、それぞれの機関ではこんなことができるとか、高校生の登山を応援するために我々としてはこんなことができるといったことを是非お出しただけでないかと思っております。事務局側でたたき台を作らせていただきますので、またそれはメール等でやりとりをさせていただきます。是非、積極的に何か新しい応援の仕方をご検討いただければ大変ありがたいかと、それらを次回最終回にまたお出しさせていただきます、皆さんでご検討いただければと思っております。よろしくお願ひします。

**(鈴木委員長)**

はい、ありがとうございます。以上ですけれども、何かございますか。なければ時間がちょっとオーバーしてしまいましたけれども、高校生の冬山・春山登山における安全確保指針を原則に基づいて様々な指針を作るという、今日はA4で6ページにわたって資料がありますが、指針そのものはこんなにたくさんあってもあれですから、A41枚くらいですね、まとめられるのは、ではそのようにご議論に基づいてまとめていただくということで。今回はあまり時間がなく、最終回が9月22日という案内がございました。そのときにはまさに検討結果のとりまとめを行わなければならないということでございまして、今日言い忘れたこととすとか、追加のこととかございましたらなるべく早めに事務局までご連絡いただければと思います。ということで私の役目はこれで終わりたいと思いますので事務局にお返しします。

<中 略>

(司会)

それでは最後に角田教育次長からごあいさつをお願いします。

(角田教育次長)

長時間にわたりましていろいろご意見をいただきまして大変ありがとうございました。網羅的に、非常に専門的見地、それから現場の実情、ご経験まで含めて様々なご意見をいただいたと感じています。私とすれば専門家ではございませんので指針そのものが何のためにどの範囲を対象とするのかという所をしっかりと押さえないと世の中に示し切れないのかという気持ちがございまして、今日のご議論大変に参考になりました。特にその中でも目的的部分を明確にということで、皆様方の意見をほぼ一致をさせていただいたということ、あるいは活動内容につきましても基礎的技術習得というのをベースにしながら、登頂を目的としないという表現もございましたけれども、そこにおいても縛りすぎるのではなくて、ある程度個別案件に応じて、審査部というような機関を通じながら運用面で工夫していくというバランスが非常にとれたご意見をいただいたと感じております。大変重要な点であろうと考えておまして、ある意味では本日の指針の意味そのものについてもしっかりとご議論いただいたのではと感じています。いずれにしても南北に長くて山様も多様である長野県における指針作り、間もなく最終話を迎えようとしています。引き続きご議論のほどお願い申し上げまして、お礼方々感想とさせていただきます。大変ありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして第2回高校生の冬山・春山登山における安全確保指針検討委員会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。